浜松市国民宿舎奥浜名湖
指定管理者募集要項

浜松市北区まちづくり推進課

令和５年６月

浜松市国民宿舎奥浜名湖指定管理者募集要項・目次

１　施設の概要（詳細は、仕様書をご覧ください。） 1
２　指定管理者が行う業務の範囲（詳細は、仕様書をご覧ください。） 2
３　指定管理期間 2
４　指定管理料 2
５　利用料金の規定（詳細は、仕様書をご覧ください。） 2
６　事業所税の有無 3
７　利用料金減免の手続 3
８　応募資格 3
９　提出書類 4
１０　指定管理者の募集及び選定方法 5
１１　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定） 6
１２　募集要項の配布 6
１３　募集要項に関する照会、質問事項の受付 6
１４　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて 7
１５　提案書類の提出 7
１６　費用の負担 7
１７　障がい者の雇用促進・就労支援について 7
１８　選定基準（別紙を御覧ください。） 7
１９　実績の反映について 7
２０　選考結果のお知らせ 8
２１　提出書類の取扱いと情報の公開について 8
２２　指定管理者の指定について 9
２３　その他 10

別紙　浜松市国民宿舎奥浜名湖指定管理者選定基準

浜松市国民宿舎奥浜名湖指定管理者募集要項

1　浜松市国民宿舎奥浜名湖の概要

（1）名　称　　浜松市国民宿舎奥浜名湖

（2）所在地　　浜松市北区細江町気賀１０２３番地の１

（3）施設概要等

竣工時期　昭和４５年７月　構造等　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造３階建

改築工事　平成１５年１２月リニューアルオープン

構造等　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造４階建（新耐震基準適合）

延床面積　３，１４３．１８㎡

敷地面積　４，５１２．３８㎡

うち借地　　４，０７５．６４㎡

建物及び駐車場用地　３，９９０．８８㎡

送水ポンプ場用地　　８４．７６㎡

施設内容　４階　　大展望風呂（サウナ・水風呂付）　男女各１箇所

３階　　フロント、ロビー、多目的ホール、レストラン、厨房、売店、トイレ、事務室、宿直室

中３階　大広間、カラオケルーム

２階　　客室　和洋室(定員６名)バリアフリー、バス・トイレ付　１室

洋室(定員３名)バス・トイレ付　３室

和室(定員４名)トイレ付　１０室

１階　　客室　和洋室(定員６名)バリアフリー、バス・トイレ付　１室

洋室(定員３名)バス・トイレ付　３室

和室(定員４名)トイレ付　１０室

カラオケルーム

宿泊定員　　１１０名

（4）施設の設置目的

浜松市国民宿舎奥浜名湖は、市民の保健休養及び福祉の向上並びに観光の振興を図るため、市民や観光客が気軽に利用できることを目的に設置された施設です。

（5）開館時間

宿泊を除き、午前９時～午後９時とします。

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

（6）休館日

無

※　指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に国民宿舎を休館することができます。

（7）年間利用者数、主な利用者

令和３年度年間利用者数：宿泊者数５，６２６人、休憩者数３４，７０６人(入浴者含)

令和４年度年間利用者数：宿泊者数８，３１４人、休憩者数４４，７６６人(入浴者含)

主な宿泊利用者：浜松市民、県西部及び三河地域住民等

（８）法令等の規定

地方自治法、旅館業法、食品衛生法、消防法、静岡県立自然公園条例、浜松市国民宿舎奥浜名湖条例、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(以下「条例」という。)、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下、「指針」という。）等。

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名：ヤタロー・共同グループ

代表　株式会社ヤタロー　代表取締役　中村　伸宏

指定期間：令和３年４月１日～令和６年３月３１日（３年間）

２　指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、「浜松市国民宿舎奥浜名湖の管理に関する基本協定書（案）」第７条に規定のとおりです。

指定管理者は、施設の設置目的を十分にご理解いただいたうえで、利用されるお客様本位の柔軟なサービスの提供に努め、効率的な経営を行ってください。

３　指定管理期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料（納付率１０００分の５０（下限率）を下回る提案は失格となります。）

（１）施設の管理に要する費用はすべて利用料金で賄っているので、浜松市からの指定管理料の支払いはありません。

（２）管理運営に要する経費については、施設の利用料金及び指定管理者の自主事業収入を充てることとなります。

（３）指定管理者は、利用料金収入に自主事業による収入及び自動販売機手数料収入を加えた額（税込み）に１０００分の５０以上の割合（下限率）を乗じた金額を四半期ごとに市に納付していただきます。この割合については、指定管理者選考の参考にしますので、提案の際、収支予算案に明示してください。[例：○．○%]

※昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

５　利用料金の規定

利用料金については、浜松市国民宿舎奥浜名湖条例に規定する額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

なお、令和６年３月３１日以前に利用の申請があり、受付したものについては、申請時の利用料金設定で利用料金を算定することとします。ただし、新たに定めた利用料金設定の方が利用者にとって有利となる場合は、この限りではありません。

※　利用料金の詳細は、浜松市国民宿舎奥浜名湖条例をご覧ください。

※　前指定管理者が、指定期間の満了日又は指定の取り消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、その利用料金に相当する額を、前指定管理者が次期指定管理者に支払います。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　利用料金減免の手続

無

８　応募資格

（１）次の条件を満たす団体に限ります。

①　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと。

②　会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。

③　浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。

④　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。

⑤　暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑥　法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

⑦　指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

⑧　浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

⑨　浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

⑩　過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
⑪　共同事業体による応募は可とする。
⑫　同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
⑬　浜松市国民宿舎奥浜名湖の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体。
⑭　浜松市国民宿舎奥浜名湖の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体。
⑮　令和５年７月６日（木）応募者説明会及び施設見学会に参加すること。

（２）複数の団体でグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

①　グループの規約・規則を定めるとともに、代表団体を選出し、市とのやり取りについては代表団体が行ってください。
②　グループには適切な名称を付け、その名称で申請してください。ただし、申請書の記名押印等については、参加者全員が行ってください。
③　申請については、一申請者につき一提案に限らせていただきます。また、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが、上記（１）に規定する条件を満たさない場合は、指定を受けることはできません。

（３）留意事項

①　団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。
②　施設の管理のため、新たに団体を設立する場合は、その団体を申請者としてください。応募時に設立していなくても応募できることとしますが、浜松市議会における指定管理者の指定の議決（令和５年１１月頃を予定）までに設立し、現在事項全部証明書、法務局登記官の受領書又はこれらに準ずる書類を提出してください。

９　提出書類

提出部数：①紙文書（正本１部、副本５部）
②ＰＤＦデーター式（ＣＤ－Ｒ等の光学記憶媒体、メール不可）
※提出データごとにファイル名をつけてください。
例：（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
→（７）設立趣旨
（７）事業内容
※電子データで提出できない書類がある場合はご相談ください。

（１）指定申請書（第３号様式）
（２）宣誓書及び同意書（第４号様式）
（３）役員等名簿（第４－２号様式）
（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は３か月以内の日付であること）
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明日は３か月以内の日付であること）
②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
①委任状（第４－３号様式）
②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（10）浜松市国民宿舎奥浜名湖指定管理者事業計画書「第５号様式」（全期間分）
（11）事業提案書（プレゼンテーション資料）
（12）提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」　※詳細は２１（４）参照
（13）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

留意事項

① 追加資料の提出
市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。
② 申請内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
③ グループ応募における構成員の変更
グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体の廃業等のやむを得ない事由が生じ、かつ業務遂行上の支障がないと浜松市が認めた場合は、変更が可能なものとします。

１０　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法
指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
（２）選定にあたっての審査方法等
指定管理者の選定にあたっての審査は「北区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「北区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。
（３）選定結果等の通知
審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。
（４）協定の締結
市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結しま

す。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１１　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和５年６月２６日（月）～８月１０日（木）	募集要項のホームページ掲載及び配布
６月２６日（月）～７月１３日（木）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月　４日（火）	応募者説明会申込期限
７月　６日（木）午後	応募者説明会、施設見学会
７月２１日（金）予定	質問事項に対する回答
６月２６日（月）～８月１０日（木）	提出書類の申請受付
８月中旬　～　８月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。	
９月　７日（木）予定	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議
９月下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
１０月中旬	仮基本協定の締結
１２月中旬	指定管理者の指定（令和５年１１月市議会議決による）
令和６年１月上旬	基本協定締結
１月上旬～３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１２　募集要項の配布

募集要項は、令和５年６月２６日（月）～８月１０日（木）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市北区まちづくり推進課（３階）

〒431-1395　浜松市北区細江町気賀３０５番地

電話：０５３－５２３－１１１４

・配布時間：午前９時～午後５時

※土・日曜日及び祝日は閉庁日のため、配布はいたしません。

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→創業・産業・ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

１３　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和５年６月２６日（月）～７月１３日（木）までとします。

（受付時間 午前９時～午後５時）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙２）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あて

に、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。
（回答日：令和５年７月２１日（金）予定）
※質問は、必ず郵送、ＦＡＸ、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。
電話でのご質問は受け付けられません。
【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】
浜松市北区まちづくり推進課　商工観光グループ　担当者：菅野・小池
〒431-1395　浜松市北区細江町気賀３０５番地　ＦＡＸ：０５３－５２３－１２１７
メールアドレス：n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１４　応募者説明会、ヒアリング・プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。
・日時　令和５年７月６日（木）　午後２時～
・場所　浜松市北区細江町気賀１０２３番地の１　浜松市国民宿舎奥浜名湖　多目的ホール
※参加を希望される場合は、指定管理者応募者説明会参加申込書（別紙１）により、
７月４日（火）午後５時までにＦＡＸまたは電子メールでお申込みください。
※施設状況確認のため、応募を検討している団体は、必ず出席をお願いします。
○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。
・日時　令和５年９月７日（木）（予定）
・場所　浜松市北区細江町気賀３０５番地　浜松市北区役所（予定）
※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１５　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和５年６月２６日（月）～８月１０日（木）（受付時間：午前９時～午後５時）までに浜松市北区まちづくり推進課に提出してください。（郵送可、期限内必着）

１６　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１７　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１８　選定基準

別紙のとおり

１９　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4	
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

※小数点第２位以下切り捨て

（２）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業報告書の提出期限超過

２０　選考結果のお知らせ

応募者全員に、令和５年９月末日（予定）までに文書にてお知らせします。

２１　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、９提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２２　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２３　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先
〒４３１－１３９５　浜松市北区細江町気賀３０５番地
浜松市北区まちづくり推進課
商工観光グループ　担当：菅野・小池
電　話　０５３－５２３－１１１４
ＦＡＸ　０５３－５２３－１２１７
メールアドレス　n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

（別紙）浜松市国民宿舎奥浜名湖指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1　施設運営管理方針に関する項目（合格点 5.5 点以上）			
	(1)　施設の性格や目的の理解	5	
	(2)　提案が市の施策に沿ったものであること	5	
	小　計	10	
2　事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.05 点以上）			
	(1)　事業の具体的取組み方（機能性）	5	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	10	
	(3)　適正な管理・モニタリング（規律性）	6	
	(4)　安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	
	(5)　市民サービスの向上	7	
	(6)　自主事業（独創性）	6	
	(7)　環境・地域等への配慮（社会貢献）	6	
	(8)　平等利用（平等性）	3	
	小　計	51	
3　指定管理者に関する項目（合格点 8.25 点以上）			
	(1)　団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	
	(2)　施設の運営実績（団体の能力）	5	
	(3)　団体の地域貢献（地域の活性化・地域連携）	5	
	小　計	15	
4　指定管理者の活動に関する項目			
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2)　各種認定等の有無	1	
	小　計	4	
5　指定管理料に関する項目（１）（合格点 5.5 点以上）			
	収支計画の妥当性	10	
	小　計	10	
6　指定管理料に関する項目（２）指定管理者納付金			
	$\frac{\text{（提案された納付金の率）－下限率(5.0\%)}}{\text{（市が想定している納付金の率の上限）－下限率(5.0\%)}}$ × 配点 （納付金の率は５年間の平均とし、小数点第2位四捨五入）	10	
	小　計	10	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　　計		100	

＜選定条件＞

1　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の 55%以上（合格点）であること。

2　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

3　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業の CSR 活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

4　６の評価点は、提案された納付金の率の５年間の平均（小数点第２位四捨五入）で行い、配点を上限とする。

5　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「19 実績の反映について」のとおりとする。